

令和 7 年度県民意見の提出状況について

宮 城 県

令和 7 年度公共事業再評価に係る県民意見提出状況等は、下記のとおりです。

記

- 1 意見募集期間
令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 3 1 日（日）まで
- 2 意見提出方法
県ホームページ、郵便、ファクシミリ、電子メール
- 3 関連情報の提供手法及び周知方法
 - （1）関連情報の提供手法
 - ① 県ホームページ
 - ② 県政情報センター（県庁）での公表
 - ③ 県政情報コーナー（仙台を除く各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事務所）での公表
 - ④ 宮城県議会図書室での公表
 - （2）周知方法
 - ① 県政だより
「県からのお知らせ」欄に掲載（7・8月号）
 - ② ラジオ
「TBC ラジオ」（8月15日～16日放送）
「Date fm」（8月18日～22日放送）
 - ③ 地上波デジタルデータ放送
ミヤギテレビデータ放送「県市町村のお知らせ」に掲載（8月分）
 - ④ メールマガジン
宮城県メールマガジン「メルマガ・みやぎ」第1071号（8月22日配信）
 - ⑤ フェイスブック
宮城県フェイスブックに掲載（8月1日配信）
 - ⑥ X(旧 twitter)
宮城県 X(旧 twitter)に掲載（8月1日配信）
 - ⑦ 市町村広報誌
「広報かわさき」「広報みさと」「広報わくや」「広報たいわ」
令和 7 年 8 月号に掲載
 - ⑧ チラシ配布
県庁総合案内、県庁県政広報展示室でのチラシ配布
- 4 意見提出件数
3 件（うち有効意見数は 2 件）

5 提出された意見の概要

	事業名	意見の概要
1	一般国道 286 号支倉道路改良事業	赤石～支倉台の区間は連続する急カーブと狭い道幅に加え、勾配があるため、特に大型車両にとっては事故の危険性が高い。この区間の早急な道路改良を求める。
2	公共事業評価制度について	本意見募集の対象である公共事業以外の案件について、公共事業再評価の実施を要望するもの。

※提出された意見 3 件のうち 1 件については、本県の行政活動の評価に関して寄せられたご意見ではないと判断し、県民の意見として取り扱わないこととする。

6 事業担当課の見解

	事業名	事業担当課の見解
1	一般国道 286 号支倉道路改良事業	本路線は急峻な地形に沿った道路で、幅員狭隘、線形不良等の課題があり、安全な交通に支障を来していると認識しております。 県といたしましては、令和 11 年度の完成に向けて今後も仙台市と連携を図りながら、鋭意工事を進めてまいりたいと考えております。 (土木部道路課)
2	公共事業評価制度について	本県の行政活動の評価の制度に関する御意見については、次のとおりです。 公共事業再評価の対象となる事業は、行政活動の評価に関する条例施行規則第 22 条に規定されており、当規定に基づき、当該年度の評価対象事業を選定し、再評価を実施しています。今後も事業担当課と評価対象事業を適切に選定し、再評価を実施して参ります。 (企画部総合政策課)